

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

白石地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	2 5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 農事組合法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、飼料作物、露地野菜（レンコン、タマネギ、ブロッコリー、キャベツ等）、施設野菜（アスパラガス、イチゴ等）、果樹類（ぶどう）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

六角地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	1 3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 農事組合法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（レンコン、タマネギ、レタス、キャベツ等）、施設野菜（アスパラガス、イチゴ、花卉、小ネギ等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、複合化の推進と、低コスト・省力化に取り組むとともに、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。

また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北有明地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	3 8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- 農事組合法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、飼料作物、露地野菜（レンコン、タマネギ、レタス、キャベツ、ブロッコリー、サニーレタス等）、施設野菜（小ネギ等）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、低コスト・省力化に取り組むとともに、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

須古地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農組織、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（タマネギ、レタス、キャベツ、ブロッコリー等）、施設野菜（アスパラガス、花卉、イチゴ、小ネギ等）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農組織は、効率的、安定的な農業経営を行うため、組織の法人化を目指すとともに、中心となる経営体相互の連携による農地集積促進を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

福富地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	7 経営体
個人	8 5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- 農事組合法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、露地野菜（タマネギ、レタス、キャベツ、レンコン、ブロッコリー、サニーレタス等）、施設野菜（アスパラガス、花卉、イチゴ等）、果樹類（ぶどう）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- 地域での新たな作物生産を検討し、6次産業化への指導助言を行う。
- 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、低コスト・省力化に取り組むとともに、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南有明地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	2 8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 農事組合法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（タマネギ、レンコン、レタス、ブロッコリー、キャベツ等）、施設野菜（きゅうり、小ネギ、イチゴ、アスパラガス、わさび菜等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、低コスト・省力化に取り組むとともに、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。

また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

錦江地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	2 0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 農事組合法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、飼料用米、露地野菜（タマネギ、キャベツ、レンコン、ブロッコリー等）、施設野菜（イチゴ、小ネギ、花卉等）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、低コスト化に取り組むとともに、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

竜王地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	1 0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 農事組合法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（タマネギ、レンコン、キャベツ、ブロッコリー等）、施設野菜（イチゴ、小ネギ等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、複合化の推進と、高齢化に伴う労働力不足に対応するための新規就農者及び雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

有明干拓地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	1 3 経営体
集落営農（任意組織）	1 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農組織、認定農業者、農事組合法人が水稲、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、飼料作物、露地野菜（レンコン、タマネギ、ブロッコリー、キャベツ等）、施設野菜（イチゴ、きゅうり、トマト等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農組織は、効率的、安定的な農業経営を行うため、組織の法人化を目指すとともに、中心となる経営体相互の連携による農地集積促進を図る。
- ・ 農事組合法人は、経営力の強化を図るため、複合化の推進と、低コスト化に取り組みとともに、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集約による農作業の効率化を図る。